

## 横浜市金沢産業振興センター駐車場等照明設備更新工事 特記仕様書

|                       |  |                       |    |           |    |               |    |         |  |
|-----------------------|--|-----------------------|----|-----------|----|---------------|----|---------|--|
| 1-1<br>件名             | 金沢産業振興センター駐車場等照明設備更新工事   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-2<br>履行場所           | 横浜市金沢産業振興センター  |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-3<br>履行期間           | 契約締結日から令和4年3月25日まで   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-4<br>工事の目的          | 横浜市金沢産業振興センター駐車場、サービス棟研修室等照明設備の水銀灯及び蛍光灯照明器具が経年劣化による機器の絶縁低下、機能低下等が生じているので、照明設備の更新工事を実施する。   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-5<br>現場責任者          | 現場責任者は、電気設備の取り扱いに精通した者とする。   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-6<br>工事の内容          | <ol style="list-style-type: none"><li>1 駐車場、サービス棟研修室照明設備の更新工事を実施する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) LED街路灯照明交換 LEDG10822NK 8台 「東芝製(同等品可)」</li><li>(2) LED屋外照明器具LED点灯装置 LEK370P026A35T 8台 「東芝製(同等品可)」</li><li>(3) アダプター TFB145K 12台 「東芝製(同等品可)」</li><li>(4) LED街路灯 LEDG10821NK 4台 「東芝製(同等品可)」</li><li>(5) LED屋外照明器具LED点灯装置 LEK520P026A35T 4台 「東芝製(同等品可)」</li><li>(6) LED照明器具 XLX430PLNTLE9 67台 「パナソニック製(同等品可)」</li></ol></li><li>2 駐車場の250W形水銀ランプ器具撤去し、LED器具にポール取付用アダプターを利用して堅牢に設置すること。</li><li>3 研修室の蛍光灯を撤去し、天井開口を補強してLED照明器具を設置すること。</li><li>4 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。</li><li>5 施設の工事に伴い、電気主任技術者の立会いについては、受注者と施設管理者と調整のうえ、必要に応じて実施すること。</li></ol> |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-7<br>交換部品           | 交換部品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>(1) 1-6の設備機器の撤去・交換・据付</td><td>1式</td></tr><tr><td>(2) 取付金物類</td><td>1式</td></tr><tr><td>(3) 配線・配管・雑材料</td><td>1式</td></tr><tr><td>(4) その他</td><td></td></tr></table>  | (1) 1-6の設備機器の撤去・交換・据付 | 1式 | (2) 取付金物類 | 1式 | (3) 配線・配管・雑材料 | 1式 | (4) その他 |  |
| (1) 1-6の設備機器の撤去・交換・据付 | 1式   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| (2) 取付金物類             | 1式   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| (3) 配線・配管・雑材料         | 1式   |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| (4) その他               |  |                       |    |           |    |               |    |         |  |
| 1-8<br>適用範囲           | 現場の施工に際し、下記の点に注意すること。 <p>本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。</p>   |                       |    |           |    |               |    |         |  |

1-9

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-10

現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

#### 1 工事の施工について

- (1) 本工事は、振興センター利用者の状況を勘案し、工事日程を監督員と調整して安全に工事を実施すること。
- (2) 既存の水銀灯及び蛍光灯等の撤去・処分をすること。
- (3) 新設のLED照明器具等の据え付け、設置、絶縁測定、点灯試験をすること。

#### 2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

#### 3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないよう十分配慮すること。

#### 4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

#### 5 発生材の処理

発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また必要に応じ、マニフェストを提出すること。

#### 6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、

監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

#### 7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片付け及び清掃を行うこと。

#### 8 その他

- (1) 工事期間中は、入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事期間中、利用者等の安全には十分注意すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ること。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。
- (6) その他に発生した事項については、監督員と打合せのうえ、施工すること。
- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。